【指定基準編】介護サービス事業者自己点検表

認知症対応型共同生活介護

及び

介護予防認知症対応型共同生活介護

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所番号 |  |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |
| E-mail |  |
| 法人の名称 |  |
| 法人の代表者名 |  |
| 管理者名 |  |
| 主な記入者 職・氏名 |  |
| 記入年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| （実地指導日） | 令和　　年　　月　　日 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 日中の勤務時間 | 時　～　　　　　　　時 | | | | | | | | 夜間及び深夜の勤務時間 | | | | 時　　～　　　　　　時 | | | | | |
| ユニット数 |  | 1ユニットあたりの定員 | | | | 人 | | | 前年度平均利用者数　※ | | | | ユニット①　　　　　　人  ユニット②　　　　　　人 | | | | | |
| 前年度  利用状況  (月別) | 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | | 8 | 9 | | 10 | 11 | 12 | | 1 | 2 | 3 | 合計 |  |
| ユニット  延数① |  |  |  |  | |  |  | |  |  |  | |  |  |  |  |
| ユニット  延数② |  |  |  |  | |  |  | |  |  |  | |  |  |  |  |
| 開所日数 |  |  |  |  | |  |  | |  |  |  | |  |  |  |  |

※前年度の平均利用者数＝前年度の利用者延数÷前年度の開所日数

【参考】延人員は利用回数も人数として換算（例えば、1ヶ月の間に１人の利用者が2回利用すれば2人と算出）する数

**介護サービス事業者自己点検表の作成について**

１　趣　旨

　　　この自己点検表は、介護サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

２　実施方法

①　　定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに市へ提出してください。なお、この場合、必ず控えを保管してください。

②　　記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に○印をしてください。なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分に○印（もしくは「なし」と記入）をしてください。

　　　（「はい」又は「いいえ」のどちらかを消去する方法でも構いません。）

③　　点検事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、「いいえ」に○印をしてください。

④　　各項目の文中、単に「以下同じ」「以下○○という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または○○であるということを示しています。

⑤　　複数の職員で検討のうえ点検してください。

⑥　　点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。

⑦　　この自己点検表は、指定認知症対応型共同生活介護の運営基準等をもとに作成していますが、指定認知症対応型共同生活介護事業者と指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防指定認知症対応型共同生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合には、指定介護予防認知症対応型共同生活介護についても指定認知症対応型共同生活介護の運営基準等に準じて（「認知症対応型共同生活介護」を「介護予防認知症対応型共同生活介護」に読み替えて）基準の確認を行ってください。

３　根拠法令等

　　　「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 法 | 介護保険法（平成9年法律第123号） |
| 施行規則 | 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） |
| 条例 | 松本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例  （平成24年12月松本市条例第41号） |
| 予防条例 | 松本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例  （平成24年松本市条例第42号） |
| 平18厚労令34 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準  （平成18年厚生労働省令第34号） |
| 平18厚労令36 | 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  （平成18年3月14日厚生労働省令第36号） |
| 解釈通知 | 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について  （平成18年3月31日老計発第0331004号･老振発第0331004号･老老発第0331004号） |
| 平24厚労告113 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成24年3月13日厚生労働省告示第113号） |
| 平24-0316-2 | 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成24年3月16日付け老高発0316第2号・老振発0316第2号・老老発0316第6号） |
| 平12老企54 | 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年３月30日付け老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平12老振75  ・老健122 | 介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年11月16日付け老振第75号・老健第122号厚生省老人保健福祉局振興・老人保健課長連名通知） |
| 平13老発155 | 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成13年4月6日厚生省老健局長通知） |
| 身体拘束ゼロへの手引き | 「身体拘束ゼロへの手引き　高齢者ケアに関わる全ての人に」  （平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ推進会議」） |
| 平12老企43 | 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日付け老企第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| 平12厚告27 | 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号） |
| 平18厚労告126 | 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準  （平成18年3月14日厚生労働省告示第126号） |
| 平18留意事項 | 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  （平成18年3月41日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号　厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知） |
| 平27厚労告94 | 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成２７年厚生労働省告示第９４号） |
| 平27厚労告95 | 厚生労働大臣が定める基準（平成２７年厚生労働省告示第９５号） |
| 平27厚労告96 | 厚生労働大臣が定める施設基準（平成２７年厚生労働省告示第９６号） |
| 平30老発0322 | 介護職員処遇改善加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（平成30年3月22日第2号） |

4　提出・問合せ先

|  |
| --- |
| **松本市 健康福祉部 福祉政策課**  **〒390-8620　松本市丸の内３番７号**  **松本市役所　東庁舎２F**  **TEL：0263(34)3287**  **FAX：0263(34)3204**  **e-mail：fukushikansa@city.matsumoto.lg.jp** |

**介護サービス事業者自己点検表　目次**

| 項目 | 内　　　容 | 担当者  確認欄 |
| --- | --- | --- |
| 第１ | 基本方針 |  |
| １ | 一般原則 |  |
| ２ | 基本方針 |  |
| 第２ | 人員に関する基準 |  |
| ３ | 従業者の員数 |  |
| ４ | 管理者 |  |
| ５ | 代表者 |  |
| ６ | サテライト型認知症対応型共同生活介護 |  |
| 第３ | 設備に関する基準 |  |
| ７ | 設備及び備品等 |  |
| 第４ | 運営に関する基準 |  |
| ８ | 内容及び手続きの説明及び同意 |  |
| ９ | 提供拒否の禁止 |  |
| １０ | 受給資格等の確認 |  |
| １１ | 要介護認定（要支援認定）の申請に係る援助 |  |
| １２ | 入退居 |  |
| １３ | サービスの提供の記録 |  |
| １４ | 利用料等の受領 |  |
| １５ | 保険給付の請求のための証明書の交付 |  |
| １６ | 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針 |  |
| １７ | 身体的拘束等の禁止 |  |
| １８ | 認知症対応型共同生活介護計画の作成 |  |
| １９ | 介護等 |  |
| ２０ | 社会生活上の便宜の提供等 |  |
| ２１ | 利用者に関する市への通知 |  |
| ２２ | 緊急時等の対応 |  |
| ２３ | 管理者の責務 |  |
| ２４ | 管理者による管理 |  |
| ２５ | 運営規程 |  |
| ２６ | 勤務体制の確保等 |  |
| ２７ | 定員の遵守 |  |
| ２８ | 協力医療機関等 |  |
| ２９ | 業務継続計画の策定等 |  |
| ３０ | 非常災害対策 |  |
| ３１ | 衛生管理等 |  |
| ３２ | 掲示 |  |
| ３３ | 秘密保持等 |  |
| ３４ | 広告 |  |
| ３５ | 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に対する利益供与等の禁止 |  |
| ３６ | 苦情処理 |  |
| ３７ | 調査への協力等 |  |
| ３８ | 地域との連携等 |  |
| ３９ | 事故発生時の対応 |  |
| ４０ | 虐待の防止について |  |
| ４１ | 会計の区分 |  |
| ４２ | 記録の整備 |  |
| 第５ | 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 |  |
| ４３ | 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針 |  |
| ４４ | 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針 |  |
| 第６ | 変更の届出等 |  |
| ４５ | 変更の届出等 |  |
| 第８ | その他 |  |
| ４６ | 介護サービス情報の公表 |  |
| ４７ | 法令遵守等の業務管理体制の整備 |  |

| 項　目 | 自　己　点　検　の　ポ　イ　ン　ト | 点　検 | 根拠法令 | 確認書類 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１　基本方針 | | | | |
| １  一般原則 | **①　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。** | はい・いいえ | 条例第3条第1項  平18厚労令34  第3条第1項 |  |
| **②　事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。** | はい・いいえ | 条例第3条第2項  平18厚労令34  第3条第2項 |  |
| **③　サービスを提供するに当たっては、法第118条の２第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。** | はい・いいえ |  |  |
| |  | | --- | | ※　介護保険等関連情報の活用とＰＤＣＡサイクルの推進について  サービスの提供に当たっては、法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でＰＤＣＡサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととされています。この場合において、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ：Long-term careInformation system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。 | | | 解釈通知  第3の一の4(1) |  |
| ２  基本方針 | **事業運営の方針は、次の基本方針に沿ったものとなっていますか。** | はい・いいえ | 条例第109条  平18厚労令34  第89条 |  |
| 〔認知症対応型共同生活介護の基本方針〕  認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。 |  |
| 〔介護予防認知症対応型共同生活介護の基本方針〕  介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指したものでなければならない。 |  | 予防条例  第70条  平18厚労令36  第69条 |  |
| |  | | --- | | ※　認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）は認知症高齢者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境での生活を継続できるようにすることを目指すものです。 | | | 解釈通知  第3の五の１ |  |
| |  | | --- | | ※　認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者は、共同生活住居において共同生活を送ることに支障があると考えられることから、認知症対応型共同生活介護の対象とはなりません。 | | |  |
| 第２　人員に関する基準 | | | |  |
| ３  従業者の員数 | |  | | --- | | ※　「常勤」（用語の定義）  勤務時間が、事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいいます。ただし、、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所為低労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。  同一の事業者によって併設される事業所の職務であって、同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。  また、人員基準においては常勤要件が求められている場合、従事者が労働基準法第65条に規定する産前産後休暇、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業、同条第２号に規定する介護休業、同法第23条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第１項（第２号に係る部分に限ります。）の規定により、同条第２号に規定する育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。 | | | 解釈通知  第２の２⑴ |  |
| |  | | --- | | ※　併設の別事業所間の業務を兼務しても常勤として扱われるのは、管理者（施設長）のような直接処遇等を行わない業務で、「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる」といったただし書きがあるものに限ります。同時並行的に行うことができない直接処遇等を行う業務（看護、介護、機能訓練、相談業務など）は、原則として兼務した場合は、それぞれ常勤が勤務すべき時間に達しなくなるため、双方の事業所とも、正職員などの雇用形態に関わらず「非常勤」となります。 | | |  |
| |  | | --- | | ※　「常勤換算方法」（用語の定義）  当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。  この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が通所介護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が通所介護の介護職員と訪問介護の訪問介護員を兼務する場合、通所介護の介護職員の勤務延時間数には、通所介護の介護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 | | | 解釈通知  第2の2(1) |  |
|  | |  | | --- | | ※　勤務延時間数とは、勤務表上、サービスの提供に従事する時間又はサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とします。  従業者１人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限としてください。 | | | 解釈通知  第2の2(2) |  |
| （介護従業者） | 1. **共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯にサービスの提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて勤務（宿直勤務を除く。）を行わせるために必要な数の介護従事者を１以上配置していますか。** | はい・いいえ | 条例  第110条第1項  平18　厚労令35  第90条第1項  予防条例第71条第1項  平18厚労令36  第70条第1項 | ・職員勤務表  ・職員名簿、雇用契約書  ・資格を確認する書類  ・出勤簿 |
| |  | | --- | | ※　介護従業者については、利用者が認知症を有する者であることから、認知症の介護等に対する知識、経験を有する者であることを原則とします。これ以外の介護従業者にあっても研修の機会を確保することなどにより質の向上を図ってください。 | | | 解釈通知  第3の五の2(1)② |
| |  | | --- | | ※　夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、１日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の時間帯以外のサービスの提供に必要な介護従業者及び夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせるために必要な介護従業者を確保してください。  　例えば、利用者を８人とし、常勤の勤務時間を１日８時間とし、午後９時から午前６時までを夜間及び深夜の時間帯とした場合、午前６時から午後９時までの15時間の間に、８時間×３人＝延べ24時間分のサービスが提供され、かつ、その時間帯においては、常に介護従業者が１人以上確保されていることが必要になります。また、午後９時から午前６時までは、夜間及び深夜の勤務を行う介護従業者（以下「夜勤職員」という。）が１人以上確保されていることが必要になります。 | | |
| |  | | --- | | ※　　共同生活住居の数が３である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて２以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができます。  この場合には、利用者のケアの質や職員の負担にも配慮してください。  マニュアルの策定や避難訓練の実施に当たっては、条例第129条において準用する第103条において定められた非常災害に関する具体的な計画や訓練の実施において、夜間及び深夜の時間帯の勤務を想定した内容を取り扱うことで差し支えありません。  なお、事業所の判断により、人員配置基準を満たす２名以上の夜勤職員を配置した上で、さらに他の職員を配置する場合については、宿直体制で配置することも可能です。宿直勤務を行う介護従業者を置く際の夜間及び深夜の時間帯の設定に当たっては、「社会福祉施設における宿直勤務の取り扱いについて」（昭和49年８月20日社施第160号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）に準じて適切に行ってください。 | | |
| **②　①の利用者の数は、前年度の平均値としていますか。** | はい・いいえ | 条例  第110条第2項  平18厚労令35  第90条第2項  予防条例  第71条第2項  平18厚労令36  第70条第2項  解釈通知  第2の2(5)② |
| |  | | --- | | ※　新規に指定を受ける場合は、推定数によります。 | | |
| |  | | --- | | ※　前年度の平均値は、前年度（毎年４月１日に始まり翌年３月３１日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用います。  この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を前年度の日数で除して得た数とします。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第２位以下を切り上げてください。 | | |
| |  | | --- | | ※　新設、再開又は増床した事業者においては、新設又は増床分のベッドに関して、前年度において１年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数は次のとおりです。  ア　新設又は増床の時点から６月未満の間は、便宜上、ベッド数の90％  イ　新設又は増床の時点から６月以上１年未満の間は、直近の６月における全利用者等の延数を６月間の日数で除して得た数  ウ　新設又は増床の時点から１年以上経過している場合は、直近１年間における全利用者等の延数を１年間の日数で除して得た　数 | | | 解釈通知  第2の2(5)② |
| |  | | --- | | ※　減床の場合には、減床後の実績が３月以上あるときは、減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数としてください。 | | |
| **③　①の介護従業者のうち１人以上は、常勤の者としていますか。** | はい・いいえ | 条例  第110条第3項及び第4項  平18厚労令35  第90条第3項及び第4項  予防条例  第71条第3項及び第4項  平18厚労令36  第70条第3項及び第4項  解釈通知  第3の五の2⑴②ロ  参照(第3の四の２⑴②チ) |
| |  | | --- | | ※　事業所に、上記①～③の基準を満たす介護従業者を置くほか、小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、双方の事業所に、それぞれの人員に関する基準を満たす介護従業者を置いているときは、当該介護従業者はそれぞれの事業所の業務に従事できます。  これは、従業者のうち介護職員については、居宅から共同生活住居に移行してからも、なじみの関係を保てるよう、人員としては一体のものとして、運営することを認たものです。 | | |
| |  | | --- | | ※　夜勤職員については、当該事業所に小規模多機能型居宅介護事業所が併設され、以下の要件を満たすほか、入居者の処遇に支障がないと認められる場合に限り、小規模多機能型居宅介護事業所の職務を兼ねることができます。  ⑴　認知症対応型共同生活介護事業所の定員と小規模多機能型居宅介護事業所の泊まり定員の合計が９人以内であること。  ⑵　認知症対応型共同生活介護事業所と小規模多機能型居宅介護事業所が同一階に隣接しており、一体的な運用が可能な構造であること。 | | |
| （計画作成担当者） | **④　認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としていますか。** | はい・いいえ | 条例  第110条第5項  平18厚労令35  第90条第5項  予防条例  第71条第5項  平18厚労令36  第70条第5項 |
| |  | | --- | | ※　利用者の処遇に支障がない場合は、当該認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができます。 | | |
| |  | | --- | | ※　「専ら従事する」「専ら提供に当たる」（用語の定義）  原則として、サービス提供時間帯を通じて他の職務に従事しないことをいいます。この場合の「サービス提供時間帯」とは、従事者の事業所における勤務時間をいうもので、常勤・非常勤の別は問いません。 | | | 解釈通知  第2の2(4) |
| |  | | --- | | ※　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護事業所に１人以上置かなければなりません。 | | | 解釈通知  第3の五の2(1)③イ |
| |  | | --- | | ※　計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできるものとします。 | | |  |
| **⑤　計画作成担当者は、「実践者研修」又は「基礎課程」を修了していますか。** | はい・いいえ | 条例  第110条第6項  平18厚労令35  第90条第6項  予防条例  第71条第6項  平18厚労令36  第70条第6項  解釈通知  第3の五の2(1)②イ  平24厚労告113  平24-0316-2  記2(1)  解釈通知  第3の五の2⑴33ホ及びへ |
| |  | | --- | | ※　計画作成担当者は、介護支援専門員である者及び介護支援専門員でない者のいずれについても、指定を受ける際（指定を受けた後に計画作成担当者の変更の届出を行う場合を含む。）に、研修を修了している必要があります。 | | |
| 「実践者研修」…次のいずれかの研修  ア　「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）（「18年局長通知」という。））及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知）（「18年課長通知」という。））に基づき実施される実践者研修  イ　「認知症介護研修等事業の実施について」（平成17年5月13日老発第05130001号厚生労働省老健局長通知）及び「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」（平成17年5月13日老計発第0513001号厚生労働省老健局計画課長通知））に基づき実施された実践者研修 |  |
| 「基礎課程」  「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）及び「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知）に基づき実施された基礎課程 |
| |  | | --- | | ※　計画作成担当者は、更に専門性を高めるための研修を受講するよう努めてください。 | | |
| **⑥　計画作成担当者のうち１人以上は、介護支援専門員ですか。** | はい・いいえ | 条例第110条第7項  平18厚労令35  第90条第7項  予防条例  第71条第7項  平18厚労令36  第70条第7項  解釈通知  第3の五の2⑴②ロ  解釈通知  第3の五の2⑴②ハ |
| |  | | --- | | ※　併設する小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、介護支援専門員を置かないことができます。 | | |
| |  | | --- | | ※　計画作成担当者を１人配置する事業所にあっては、計画作成担当者は介護支援専門員でなければなりません。 | | |
| |  | | --- | | ※　計画作成担当者を１を超えて配置する事業所にあっては、計画作成担当者のうち少なくとも１人は介護支援専門員でなければなりません。 | | |
| **⑦　介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督していますか。** | はい・いいえ | 条例  第110条第8項及び第9項  平18厚労令35  第90条第8項及び第9項  予防条例  第71条第8項及び第9項  平18厚労令36  第70条第8項及び第9項 |
| **⑧　介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有していますか。** | はい・いいえ |
| ４  管理者 | **①　共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。** | はい・いいえ | 条例  第111条第1項及び第2項  平18厚労令35  第91条第1項及び第2項  予防条例  第72条第1項及び第2項  平18厚労令36  第71条第1項及び第2項  解釈通知  第3の五の2(2)①  解釈通知  第3の五の2(2)②  準用(第3の四の2(2)②)  平24厚労告113第2号  平24-0316-2 1(1) | ・職員勤務表  ・雇用契約書  ・資格を確認する書類 |
| |  | | --- | | ※　「管理者」とは、各事業所の責任者を指すものであり、各法人の代表者とは異なりますが、例えば、法人が１つの介護サービス事業所のみを運営している場合は、代表者と管理者が同一であることもあり得ます。 | | |
| |  | | --- | | ※　ただし、以下の場合であって、事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。  ア　事業所の介護従業者としての職務に従事すること  イ　他の事業所、施設等の職務に従事すること  （この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問いませんが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者と兼務する場合、事故発生時等の緊急時において管理者自身が当該事業所に駆け付けることができない体制となっている場合などは、一般的には管理業務に支障があると考えられます。（ただし、訪問系サービス事業所従業者との兼務については、訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もあり得ます。）） | | |
| |  | | --- | | ※　１つの事業所に複数の共同生活住居を設ける場合、それぞれの共同生活住居の管理上支障がない場合は、同一事業所の他の共同生活住居との兼務もできるものとします。 | | |
| **②　管理者は、適切なサービスを提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していますか。** | はい・いいえ |
| |  | | --- | | ※　認知症対応型サービス事業管理者研修とは、事業所を管理及び運営していくために必要な人事管理、地域との連携その他の事項に関する知識及び技術を修得するための研修であり、18年局長通知及び18年課長通知に基づき実施される研修をいい、指定を受ける際に修了している必要があります。 | | |
| ５  代表者 | **代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了していますか。** | はい・いいえ | 条例第112条  平18厚労令35  第92条  解釈通知  第3の五の2(3)  準用（第3の四の2(3)）  予防条例第73条  平18厚労令36  第72条  解釈通知  第3の五の2(3)  準用（第3の四の2(3)） | ・資格を確認する書類 |
| |  | | --- | | ※　代表者とは、基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当しますが、法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えありません。したがって、事業所の指定申請書に記載する代表者と異なることはあり得ます。 | | |
| |  | | --- | | ※　認知症対応型サービス事業開設者研修とは、事業所の運営に必要な認知症に関する基本的な知識、権利擁護その他の事項に関する知識や技術を習得させるための研修であり、18年局長通知及び18年課長通知に基づき実施される研修をいい、指定を受ける際に修了している必要があります。 | | | 平24厚労告113  第4号 |
| |  | | --- | | ※　認知症高齢者の介護に携わった経験や、あるいは、保健医療サービス又は福祉サービスの経営に直接携わったことがあればよく、一律の経験年数の制約は設けていません。 | | | 解釈通知  第3の五の2(3)  準用（第3の四の2(3)③） |
| |  | | --- | | ※　また、これらのサービスは、高齢者に対して直接ケアを行っているものを想定しており、医療系サービスとしては医療機関や訪問看護ステーションなど、福祉サービスとしては特別養護老人ホームなどが考えられます。 | | |
| ６  サテライト型認知症対応型共同生活介護 | |  | | --- | | ※　サテライト事業の運営を行っていない場合は、この項目６については点検せず、次の項目７に進んでください。 | | | 条例  第110条第9項 |  |
| |  | | --- | | 【「サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所」（用語の定義）】  指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいいます。  以下、サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所のことを「サテライト事業所」といいます。 | | |
| 〔サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所の実施要件〕 | |
| **①　サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所に係る指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有していますか。** | はい・いいえ | 解釈通知  第3の五の2(1)①イ |  |
| |  | | --- | | ※　この場合、指定認知症対応型共同生活介護以外の事業の経験についても当該経験に算入できることに留意してください。また、「３年以上の経験」については、当該指定日において満たしている必要があり、休止等、事業を運営していない期間は除いて計算することとします。 | | |
| **②　サテライト事業所は、本体事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、当該事業所に対する支援機能を有する事業所をいいます。）を有していますか。** | はい・いいえ | 解釈通知  第3の五の2(1)①ロ |  |
| |  | | --- | | ※　ここでいう「支援機能を有する事業所」については、当該本体事業所が次のいずれかに該当することを指します。  ア　事業開始以降１年以上本体事業所としての実績を有すること  イ　当該本体事業所の共同生活住居の利用者の合計数が、当該本体事業所の共同生活住居において定められた入居定員の合計数の100分の70を超えたことがあること | | |
| **③　次に掲げる要件をいずれも満たしていますか。**  ア　本体事業所とサテライト事業所の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね20 分以内の近距離であること。  イ　サテライト事業所の共同生活住居の合計数が、本体事業所の共同生活住居の数を上回らないこと。  ウ　本体事業所とサテライト事業所の共同生活住居の数の合計は、最大４までとすること。 | はい・いいえ | 解釈通知  第3の五の2(1)①ハ |  |
| |  | | --- | | ※　サテライト事業所は、本体事業所との密接な連携を確保しつつ、運営するものであるため、上記の要件を満たす必要があります。 | | |
| |  | | --- | | ※　上記の要件から、本体事業所に対するサテライト事業所の共同生活住居の数及び設置可能な箇所数は、表のとおりとなります。 | | |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | 本体事業所 | サテライト事業所 | | | 共同生活住居数 | 共同生活住居数 | 1の本体事業所に対して設置可能なサテライト事業所の箇所数 | | 1 | 1 | 1 | | 2 | 1 | 2 | | 2 | 1 | | 3 | 1 | 1 | | |  |  |
| **④　本体事業所は、当該サテライト事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保するほか、当該本体事業所とサテライト事業所の管理者が同一である場合には、当該本体事業所と当該サテライト事業所との間において、次に掲げる要件をいずれも満たしていますか。**  ア 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。  イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。また、必要な場合に随時、本体事業所や他のサテライト事業所との相互支援が行える体制（例えば、サテライト事業所の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合は、本体事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。  ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制があること。  エ 事業の目的や運営方針等について同一の運営規程が定められること。  オ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われていること。 | はい・いいえ | 解釈通知  第3の五の2(1)①ニ |  |
| 〔その他の留意事項〕  ⑴　本体事業所とサテライト事業所は、同一の日常生活圏域内に所在することが望ましいですが、隣接する市町村における指定認知症対応型共同生活介護事業所とすることも差し支えありません。  ⑵　サテライト事業所の計画作成担当者は、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、「実践者研修」又は「基礎課程」を修了している者を置くことができます。  この場合、研修修了者はサテライト事業所の利用者に係る認知症対応型共同生活介護計画の作成に従事してください。  ⑶　共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型事業所における管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができます。この場合④の要件をいずれも満たさなければならないことに留意してください。 |  | 解釈通知  第3の五の2(1)①ホ  条例  第111条第9項  解釈通知  第3の五の2(1)③ホ  条例  第112条第2項  解釈通知  第3の五の2(2)①ロ |  |
| 第３　設備に関する基準 | | | |  |
| ７  設備及び備品等 | |  | | --- | | １　居室  ２　居間  ３　食堂  ４　台所  ５　浴室  ６　洗面設備  ７　便所  ８　消火設備  ９　非常災害設備  10　事務室 |   **次の設備を備えていますか。** | はい・いいえ | 条例第113条  平18厚労令35  第93条  予防条例第74条  平18厚労令36  第73条  解釈通知  第3の五の3(1) | ・平面図  ・設備  ・備品台帳  ・建築検査済証  ・消防検査済証  ・消防設備点検結果 |
| |  | | --- | | ※　整備時及び指定時には基準が守られていたが、その後の運営や使用形態の変更、設備の改修などにより、不適切な利用形態となっている、あるいは無届けで設備が変更されていることがないか、改めて現状を点検してください。 | | |  |
| |  | | --- | | ※　「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければなりません。 | | |  |  |
| |  | | --- | | ※　認知症対応型共同生活介護事業所については、原則として、全ての事業所でスプリンクラー設備の設置が義務づけられているので、留意してください。 | | |  |  |
|  | |  | | --- | | ※　居間及び食堂は、同一の場所とすることができます。  　＊　その場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望ましいです。  　＊　原則として利用者及び介護従業者が一堂に会するのに充分な広さを確保してください。 | | |  |  |
|  | **①　１つの居室の定員は、１人としていますか。** | はい・いいえ | 条例  第113条第3項  解釈通知  第3の五の3(3) |  |
| |  | | --- | | ※　「居室」とは、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室と明確に区分されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含まれません。  ただし、一般の住宅を改修している場合など、建物の構造上、各居室間がふすま等で仕切られている場合は、この限りではありません。 | | |  |  |
| |  | | --- | | ※　利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができます。 | | |  |  |
| |  | | --- | | ※　居室を２人部屋とすることができる場合は、例えば、夫婦で居室を利用する場合などであって、事業者の都合により一方的に２人部屋とするべきではありません。 | | |  |  |
| **②　１つの居室の床面積は、7.43㎡以上としていますか。** | はい・いいえ | 条例  第113条第4項  解釈通知  第3の五の3(3) |  |
| |  | | --- | | ※　１つの居室の面積は、7.43㎡（和室であれば4.5畳）以上とされていますが、生活の場であることを基本に、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる充分な広さを有するものとしてください。 | | |  |  |
| |  | | --- | | ※　２人部屋については、特に居室面積の最低基準は示していませんが、上記と同様に充分な広さを確保しなければなりません。 | | |  |  |
| |  | | --- | | ※　平成18年４月１日に現に7.43㎡を下回る面積の居室を有している場合には、居室面積の最低基準は適用しません。 | | |  |  |
| **⑤　事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域に所在していますか。** | はい・いいえ | 解釈通知  第3の五の3(5)  準用（第3の四の3(2)⑤） |  |
| |  | | --- | | ※　事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気によるサービスを提供すること、また、地域との交流を図ることによる社会との結びつきを確保することなどのため、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあることが必要です。 | | |  |  |
| 第４　運営に関する基準 | | | |  |
| ８  内容及び手続きの説明及び同意 | **サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ていますか。** | はい・いいえ | 条例第128条  準用（第9条）  平18厚労令35  第108条  準用（第3条の7）  解釈通知  第3の五の4(12)  準用（第3の1の4(1)） | ・運営規程  ・重要事項説明書  ・利用契約書  ・同意に関する記録 |
| |  | | --- | | ※　利用者に対し適切なサービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、運営規程の概要、介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、パンフレット等を一体的に作成することは差し支えありません。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければなりません。なお、同意については、書面によって確認することが望ましいです。 | | |
| ９  提供拒否の禁止 | **正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。** | いない・いる | 条例第128条  準用（第10条）  平18厚労令35  第108条  準用（第3条の8）  解釈通知  第3の五の4(12)  準用(第3の1の4（2）) | ・利用申込受付簿  ・要介護度の分布がわかる資料 |
| |  | | --- | | ※　「提供を拒むことのできる正当な理由がある場合」とは、次のとおりです。  　ア　事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合  イ　その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 | | |
| １０  受給資格等の確認 | **①　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。** | はい・いいえ | 条例第128条  準用（第12条）  平18厚労令35  第108条  準用（第3条の10）  解釈通知  第3の五の4（12）  準用(第3の1の4（4）①)  条例第128条  準用（第12条第2項）  平18厚労令35  第108条  準用（第3条の10第2項） | ・利用者に関する記録 |
| |  | | --- | | ※　サービスの利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、サービスの提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければなりません。 | | |
| **②　被保険者証に、サービスの適切かつ有効な利用等に関し認定審査会意見が記載されているときは、認定審査会意見に配慮してサービスを提供するように努めていますか。** | はい・いいえ |
| １１  要介護認定の申請に係る援助 | **①　サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。** | はい・いいえ | 条例第128条  準用（第13条）  平18厚労令35  第108条  準用（第3条の11）  解釈通知  第3の五の4（12）  準用(第3の1の4（5）①及び②) | ・利用者に関する記録 |
| |  | | --- | | ※　要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、サービスの利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行わなければなりません。 | | |
| **②　居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。** | はい・いいえ |
| １２  入退居 | **①　要介護者であって認知症である者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者にサービスを提供していますか。** | はい・いいえ | 条例第114条  平18厚労令35  第94条  予防条例第75条  平18厚労令36  第74条  解釈通知  第3の五の4（1）①② | ・利用者に関する記録  ・診断書等 |
| **②　主治の医師の診断書等により入居申込者が認知症である者であることの確認をしていますか。** | はい・いいえ |
| **③　入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていますか。** | はい・いいえ |
| |  | | --- | | ※　「自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合」とは、入居申込者が「基本方針」により利用対象者に該当しない者である場合のほか、入居申込者が入院治療を要する者である場合、事業所の入居者数が既に定員に達している場合等を指します。 | | |
| **④　入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めていますか。** | はい・いいえ |
| **⑤　利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っていますか。** | はい・いいえ |
| **⑥　利用者の退居に際しては、利用者又は家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。** | はい・いいえ |
| １３  サービスの提供の記録 | **①　入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載していますか。** | はい・いいえ | 条例第115条  平18厚労令35  第95条  予防条例第76条  平18厚労令36  第75条第1項  解釈通知  第3の五の4（2）①  解釈通知  第3の五の4（2）②  条例  第127条第2項2 | ・被保険者証 |
| |  | | --- | | ※　入居者が居宅療養管理指導以外の居宅サービス及び施設サービスについて保険給付を受けることができないことを踏まえ、利用者が認知症対応型共同生活介護の提供を受けていることを、他の居宅サービス事業者等が確認できるよう、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければなりません。 | | |
| **②　サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。** | はい・いいえ | ・利用者に関する記録 |
| |  | | --- | | ※　サービスの提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項を記録しなければなりません。 | | |
| |  | | --- | | ※　記録は、2年間保存しなければなりません。 | | |
| １４  利用料等の受領 | **①　法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、利用者の介護保険負担割合証で負担割合を確認し、利用者負担として、地域密着型介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法令により給付率が異なる場合はそれに応じた割合）の支払を受けていますか。** | はい・いいえ | 条例第116条  平18厚労令35  第96条  予防条例  第77条  平18厚労令36  第76条  解釈通知  第3の五の4（3）①  準用（第3の一の4（12）  解釈通知  第3の五の4⑶②  平12老振75・  老健122  平12老企54  別紙（6）  平12老企54  記-2①～⑤  平12老振75・  老健122　記-1 | ・サービス提供票、別表  ・領収書控  ・運営規程（利用料そ  の他の費用の確認）  ・預り金の出納簿 |
| **②　法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額が生じないようにしていますか。** | はい・いいえ  該当なし |
| |  | | --- | | ※　そもそも介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。  ア　指定認知症対応型共同生活介護の事業とは別事業であり、介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。  イ　事業の目的、運営方針、利用料等が、指定認知症対応型共同生活介護の運営規程とは別に定められていること。  ウ　指定認知症対応型共同生活介護の事業の会計と区分していること。 | | |
| **③　①②の支払を受ける額のほか、次の費用以外の費用の支払を利用者から受けていませんか。**  ア　食材料費　　イ　理美容代　　ウ　おむつ代  エ　ア～ウのほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの  　　　(ア)　利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用  　　　(イ)　利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用 | いない・いる |
| |  | | --- | | ※　保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない、あいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。  ※　その他の日常生活費の趣旨にかんがみ、事業者が利用者からエの徴収を行うにあたっては、次の基準が遵守されなければなりません。  ⑴　その他の日常生活費の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。  ⑵　お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。  ⑶　利用者又は家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、受領について利用者又は家族等に事前に十分な説明を行い、同意を得なければならないこと。  ⑷　その他の日常生活費の受領は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。  ⑸　その他の日常生活費の対象となる便宜及び額は、運営規程において定められなければならず、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、見やすい場所に掲示されなければならないこと。 | | |
| |  | | --- | | ※　ただし、都度変動する性質のものである場合には、実費という形の定め方が認められます | | |
| **④　③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。** | はい・いいえ |
| |  | | --- | | ※　同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス内容及び費用の額を明示した文書に利用者の署名を受けることにより行うものとします。  利用又は入所の申込み時の重要事項説明に際し、日常生活費等に係る具体的なサービスの内容及び費用の額について説明を行い、これらを明示した同意書により包括的に確認をすることが基本となりますが、以後同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときは、その都度、同意書により確認するものとします。 | | |
| **⑤　サービスの提供に要した費用につき支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付していますか。** | はい・いいえ | 法  第42条の2第9項  準用（第41条第8項）  施行規則  第65条の5  準用（第65条）  及び第85条の4  準用（第65条） |
| |  | | --- | | ※　領収証には、利用者負担額・食事の提供に要した費用の額・滞在に要した費用の額・その他の費用の額を区分して記載しなければなりません。  また、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければなりません。 | | |
| １５  保険給付の請求のための証明書の交付 | **法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。** | はい・いいえ  該当なし | 条例第128条  準用（第22条）  平18厚労令35  第108条  準用（第3条の20）  予防条例  第23条  平18厚労令36  第23条  解釈通知  第3の五の4（12）  準用(第3の一の4（13）) | ・サービス提供証明書控 |
| |  | | --- | | ※　利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、法定代理受領サービスでないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければなりません。 | | |
| １６  指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針 | **①　利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切にサービスを行っていますか。** | はい・いいえ | 条例第117条  平18厚労令35  第97条  解釈通知  第3の五の4（4） | ・利用者に関する記録  ・業務日誌  ・認知症対応型共同  生活介護計画 |
| **②　利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮してサービスを行っていますか。** | はい・いいえ |
| **③　認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮してサービスを行っていますか。** | はい・いいえ |
| **④　共同生活住居における介護従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。** | はい・いいえ |
| **⑤　自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。** | はい・いいえ |
| |  | | --- | | ※　事業者は、まず自ら評価を行った上で、評価機関の実施するサービス評価を受け、その評価結果を踏まえて総括的な評価を行い、常にその提供するサービスの質の改善を図らなければなりません。 | | |
| |  | | --- | | ※　評価の実施を担保する観点から、それらの結果を入居（申込）者及び家族へ提供するほか、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示する方法や、市町村窓口、地域包括支援センターに置いておく方法、インターネットを活用する方法などにより、開示してください。 | | |
| |  | | --- | | ※　具体的な事項に関しては、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第７項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」（平成18年10月17日老計発第1017001号）を参考にしてください。 | | |
| １７  身体的拘束等の禁止 | **①　利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。** | いない・いる  該当なし | 条例  第117条第5項～第7項  平18厚労令35  第97条第5項～第7項  予防条例  第78条第1項～第3項  平18厚労令36  第77条第1項～第3項  平13老発155号  身体拘束ゼロへの手引き  解釈通知  第3の五の4（4）③  条例  第128条第2項  【独自基準(市)】 | ・処遇に関する記録  ・身体拘束に関する記  録  ・身体拘束適正化の指  針  ・研修記録  ・外部評価及び自己評  価の記録 |
| 〔身体拘束禁止の対象となる具体的行為〕  ア　徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。  イ　転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。  ウ　自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。  エ　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。  オ　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。  カ　車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。  キ　立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。  ク　脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。  ケ　他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。  コ　行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。  サ　自分の意思で開けることのできない療養室等に隔離する。 |  |
| **②　緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。** | はい・いいえ  該当なし |
| |  | | --- | | ※　緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。 | | ※　身体的拘束等の記録は、５年間保存しなければなりません。 | | |
| **③　記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存していますか。** | はい・いいえ  該当なし |
| **④　身体的拘束等を行う場合には、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」などを参考にして、その内容等について文書により利用者や家族にわかりやすく説明し同意を得ていますか。また、上記の説明書について、次の点について適切に取り扱い、作成及び同意を得ていますか。**  　ア　拘束の三要件（切迫性、非代替性、一時性）を全て満たしている。  　イ　拘束期間の「解除予定日」が定められている。  　ウ　説明書(基準に定められた身体拘束の記録)は拘束開始日以前に作成されている。 | はい・いいえ  該当なし |
|  |
| **⑤　身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとします。）を設置し、３月に1回以上開催するとともに、その結果について介護従業者その他の従業者に周知徹底を図っていますか。** | はい・いいえ |
| |  | | --- | | ※　平成30年4月から、身体拘束実施者の有無に関わらず、委員会の開催、指針の整備及び研修の実施が義務付けられました。（※実施しない場合は介護報酬の減算となります。） |  |  | | --- | | ※　「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（「身体的拘束適正化検討委員会」）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられます。また、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。 | | |
| |  | | --- | | ※　身体的拘束適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 | | |
| |  | | --- | | ※　指定認知症対応型共同生活介護事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。具体的には、次のようなことを想定しています。  イ　身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。  ロ　介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。  ハ　身体的拘束適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。  ニ　事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。  ホ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  ヘ　適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。 | | |
|  | **⑦　身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。** | はい・いいえ |
| |  | | --- | | ※　「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。  イ　事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方  ロ　身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ハ　身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  ニ　事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針  ホ　身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針  ヘ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  ト　その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 | | |
| **⑧　介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施していますか。** | はい・いいえ |
| |  | | --- | | ※　介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとします。  職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。  また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えありません。 | | |
| １８  認知症対応型共同生活介護計画の作成 | **①　管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させていますか。** | はい・いいえ | 条例第118条  平18厚労令35  第98条  解釈通知  第3の五の4(5) | ・利用者に関する記録  ・業務日誌  ・認知症対応型共同生活介護計画 |
| **②　認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。** | はい・いいえ |
| |  | | --- | | ※　「通所介護等の活用」とは、介護保険給付の対象となる通所介護ではなく、通所介護事業者との間の契約により、利用者に介護保険給付の対象となる通所介護に準ずるサービスを提供するものです。 | | |
| **③　計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成していますか。** | はい・いいえ |
| **④　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。** | はい・いいえ |
| **⑤　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、利用者に交付していますか。** | はい・いいえ |
| |  | | --- | | ※　交付した認知症対応型共同生活介護計画は２年間保存しなければなりません。 | | |
| **⑥　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っていますか。** | はい・いいえ |
| **⑦　認知症対応型共同生活介護計画の変更する場合においても、②～⑤に沿って行っていますか。** | はい・いいえ |
| **⑧　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（省令）第13条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合で、居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者から認知症対応型共同生活介護計画の提供の求めがあった際には、提供することに協力するよう努めていますか。** | はい・いいえ  該当なし |
| １９  介護等 | **①　利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行っていますか。** | はい・いいえ | 条例第119条  平18厚労令35  第99条  予防条例  第89条  平18厚労令36  第88条  解釈通知  第3の五の4(6)及び第4の三の3⑵ | ・利用者に関する記録  ・認知症対応型共同  生活介護計画 |
| |  | | --- | | ※　サービスの提供に当たっては、認知症の状態にある利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るようにすることを念頭に、利用者の精神的な安定、行動障害の減少及び認知症の進行緩和が図られるように介護サービスを提供し又は必要な支援を行ってください。その際、利用者の人格に十分に配慮しなければなりません。 | | |
| **②　その利用者に対して、利用者の負担により、共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。** | いない・いる |
| |  | | --- | | ※　事業所で提供されるサービスは施設サービスに準じ、共同生活住居において完結する内容であることを踏まえ、事業所の従業者でないいわゆる付添者による介護や、居宅療養管理指導を除く他の居宅サービスを、入居者にその負担によって利用させることはできません。  ただし、事業者の負担により、通所介護等のサービスを利用に供することは差し支えありません。 | | |
| **③　利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めていますか。** | はい・いいえ |
| |  | | --- | | ※　利用者が介護従業者と食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を共同で行うことによって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにすることに配慮してください。 | | |
| 介護職員等による喀痰吸引等について  （該当事業所のみ記入してください） | **①　介護従事者がたんの吸引等を行う場合は、当該介護従事者が都道府県による認定証が交付されている場合、または実地研修を修了した介護福祉士（資格証に行為が付記されていること）にのみ、これを行わせていますか。** | はい・いいえ | 社会福祉士及び介護福祉士法  第48条の2及び第48条の3  社会福祉士及び介護福祉士法施行規則  第26条の2及び第26条の3  平成23年11月11日社援発1111第1号  厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」 |  |
| **②　事業所を「登録特定行為事業者」「登録喀痰吸引等事業者」として県に登録していますか。（介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」のみの登録になります。）** | はい・いいえ |
| **③　介護福祉士（認定特定行為業務従事者）による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を個別に受けていますか。**  **また、指示書は次のとおりとなっていますか（該当項目にチェック）。**  　□ 医師の指示書が保管されている。  　□ 指示書は有効期限内のものとなっている。 | はい・いいえ  該当なし |
| **④　喀痰吸引等を必要とする者の状態について、医師又は看護職員による確認を定期的に行い、当該対象者に係る心身の状況に関する情報を介護福祉士（認定特定行為業務従事者）と共有することにより、適切な役割分担を図っていますか。** | はい・いいえ |
| **⑤　対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。** | はい・いいえ |
| **⑥　対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。** | はい・いいえ |
| **⑦　実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。** | はい・いいえ |
| **⑧　たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。** | はい・いいえ |
| ２０  社会生活上の便宜の提供等 | **①　利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めていますか。** | はい・いいえ | 条例第120条  平18厚労令35  第108条  予防条例  第90条  平18厚労令36  第89条  解釈通知  第3の五の4(7)  第4の三の3⑷ | ・利用者に関する記録  ・介護記録 |
| **②　利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又は家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。** | はい・いいえ |
| |  | | --- | | ※　事業者は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又は家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければなりません。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得てください。 | | |
| **③　常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者と家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。** | はい・いいえ |
| |  | | --- | | ※　利用者と家族の面会の場所や時間等についても、利用者やその家族の利便を図ってください。 | | |
| ２１  利用者に関する市への通知 | **サービスを受けている利用者が次の⑴・⑵のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。** | はい・いいえ  該当なし | 条例第128条  準用（第28条）  平18厚労令35  第108条  準用（第3条の26）  予防条例  第86条  準用（第24条）  平18厚労令36  第85条  準用（第24条）  解釈通知  第3の五の4（12）  準用（第3の一の4（17）） | ・市町村に送付した通  知に係る記録 |
| ⑴　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態（要支援状態）の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 |
| ⑵　偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 |
| |  | | --- | | ※　市町村が、既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができることから、事業者は、利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければなりません。 | | |
| ２２  緊急時等の対応 | **介護従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。** | はい・いいえ | 条例第128条  準用（第99条）  平18厚労令35  第108条  準用（第80条）  予防条例第86条  準用（第25条）  平18厚労令36  第85条  準用（第25条）  解釈通知  第3の五の4（12）  準用（第3の四の4（11）） | ・運営規程  ・連絡体制に関する書  類 |
| |  | | --- | | ※　介護従業者が現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければなりません。 | | |
| |  | | --- | | ※　緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておく必要があります。（協力医療機関については、「２８　協力医療機関等」で点検してください。） | | |
| ２３  管理者の責務 | **①　管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。** | はい・いいえ | 条例第128条  準用（第59条の11)  平18厚労令35  第108条  準用（第28条）  予防条例第86条  準用（第26条）  平18厚労令36  第85条  準用（第26条）  解釈通知  第3の五の4（12）  準用(第3の二の二の3（4)) | ・組織図、組織規程等  ・業務日誌等 |
| **②　管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。** | はい・いいえ |
| |  | | --- | | ※　管理者の責務を、事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものです。 | | |
| ２４  管理者による管理 | **管理者は、同時に介護保険施設、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理していませんか。** | いない・いる | 条例第121条  平18厚労令35  第101条  予防条例第79条  平18厚労令36  第78条 | ・組織図、組織規程等 |
| |  | | --- | | ※　これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により管理上支障がない場合は、この限りではありません。 | | |
| ２５  運営規程 | **共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。** | はい・いいえ | 条例第122条  平18厚労令35  第102条  予防条例第80条  平18厚労令36  第79条 | ・運営規程 |
| ⑴　事業の目的及び運営の方針  ⑵　従業者の職種、員数及び職務内容  ⑶　利用定員  ⑷　サービスの内容及び利用料その他の費用の額  ⑸　入居に当たっての留意事項  ⑹　非常災害対策  ⑺　虐待の防止のための措置に関する事項  ⑻ その他運営に関する重要事項 |
| |  | | --- | | ※　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第１１１条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。 | | |
| |  | | --- | | ※　事業の適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保するため、上記の内容の規程を定めることを共同生活住居ごとに義務づけたものです。 | | | 解釈通知  第3の五の4（8） |
| |  | | --- | | ※　（4）の「サービスの内容」にあっては、通所介護等を利用する場合については通所介護等を含めたサービスの内容を指すものであることに留意してください。 | | |
| |  | | --- | | ※　(6)の「非常災害対策」は、非常災害に関する具体的な計画を指します。 | | | 解釈通知  第3の四の4（12） |
| |  | | --- | | ※　⑺の「虐待の防止のための措置に関する事項」とは、虐待の防止に係わる、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指します。令和6年3月31日までは努力義務とします。 | | |  |
| |  | | --- | | ※　（8）の「その他運営に関する重要事項」として、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましいです。 | | | 解釈通知  第3の五の4（8） |
| ２６  勤務体制の確保等  （労働条件の明示等） | **①　利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めていますか。** | はい・いいえ | 条例  第123条第1項  平18厚労令35  第103条第1項  予防条例  第81条第1項  平18厚労令36  第80条第1項  解釈通知  第3の五の4（9） | ・就業規則  ・運営規程  ・雇用契約書  ・勤務表  ・研修計画  ・研修会資料  ・研修の記録 |
| |  | | --- | | ※　共同生活住居ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にしてください。 | | |
| |  | | --- | | ※　夜間及び深夜の時間帯を定めるに当たっては、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な介護従業者を確保するとともに、夜間及び深夜の時間帯以外の認知症対応型共同生活介護の提供に必要な介護従業者を確保してください。  なお、常時１人以上の介護従業者が確保されている（小規模多機能型居宅介護事業所の職務を兼ねている夜勤職員が配置されている場合を含む。）ことが必要です。 | | |
| **②　①の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮していますか。** | はい・いいえ | 条例  第123条第2項  平18厚労令35  第103条第2項  予防条例  第81条第2項  平18厚労令36  第80条第2項 |
| |  | | --- | | ※　利用者の精神の安定を図る観点から、担当の介護従業者を固定する等の継続性を重視したサービス提供に配慮してください。 | | |
| **③　介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。** |  | 条例  第123条第3項  平18厚労令35  第103条第3項  予防条例  第82条第3項  平18厚労令36  第80条第3項  解釈通知  第3の五の4（9）③ |
| |  | | --- | | ※　介護従業者の質の向上を図るため、研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものです。 | | |
| |  | | --- | | ※　要介護者であって認知症の状態にあるものの介護を専ら担当することにかんがみ、特に認知症介護に関する知識及び技術の習得を主たる目的とする研修を受講する機会を確保するよう努めてください。 | | |
| **④　管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。** | はい・いいえ | 労働基準法  第15条  労働基準法施行規則第5条 |
| |  | | --- | | ※　雇用（労働）契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。  ①労働契約の期間に関する事項  ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準  ③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項  ④始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤  務をさせる場合は就業時転換に関する事項  ⑤賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関す  る事項  ⑥退職に関する事項（解雇の事由を含む）  ⑦昇給の有無（※）、⑧退職手当の有無（※）  ⑨賞与の有無（※）、⑩相談窓口（※） | | |
| |  | | --- | | ※　非常勤職員のうち、短時間労働者（１週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の１週間の所定労働時間に比べて短い労働者）に該当するものを雇い入れたときには、上記⑦、⑧、⑨及び⑩についても文書で明示しなくてはなりません。 | | |
| **⑤　④の際、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定めるも者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じていますか。** | はい・いいえ | 条例  第123条第3項  令3厚労令9  附則第5条 |  |
| |  | | --- | | ※　認知症介護に係る基礎的な研修とは「認知症介護基礎研修」のことを指します。 | | | 解釈通知  第3の五の4（9）⑤  準用(第3の二の二の3(6)③) |
| |  | | --- | | ※　当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。 | | |
| |  | | --- | | ※　経過措置について  新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後１年間の猶予期間を設けることとし、採用後１年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとします。 | | |  |
| **⑥　適切な認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。** | はい・いいえ | 条例  第123条第4項 |  |
| |  | | --- | | ※　事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとします。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるもの含まれることに留意してください  　ア　事業主が講ずべき措置の具体的内容  　　　事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。  ａ　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発  職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。  ｂ 　相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  　　相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。  イ　事業主が講じることが望ましい取組について  パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、アの「事業主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行ってください。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html）  ※　パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の２第１項の規定により、中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。 | | | 解釈通知  第3の五の4（9）⑥  準用(第3の一の4（22）⑥) |
| ２７  定員の遵守 | **入居定員及び居室の定員を超えて入居させていませんか。** | いない・いる | 条例第124条  平18厚労令35  第104条  予防条例第82条  平18厚労令36  第81条 | ・利用者名簿  ・運営規程 |
| |  | | --- | | ※　ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。 | | |
| ２８  協力医療機関等 | **①　利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。** | はい・いいえ | 条例第125条  平18厚労令35  第104条  予防条例第83条  平18厚労令36  第82条  解釈通知  第3の五の4⑽ | ・協力医療機関との契約書  ・協力歯科機関との契約書  ・緊急時対応に係る特養等との契約書等 |
| **②　協力医療機関は、次の要件を満たす医療機関を定めるように努めていますか。**  □　利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している。  　□　当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保している。 | はい・いいえ |
| |  | | --- | | ※　連携する医療機関は、在宅療養支援病院や在宅療養支援診療所、地域包括ケア病棟（200床未満）を持つ医療機関等の在宅医療を支援する地域の医療機関（以下「在宅療養支援病院等」という。）と連携を行うことが想定されます。なお、令和6年度診療報酬改定において新設される地域包括医療病棟を持つ医療機関は、前述の在宅療養支援病院等を除き、連携のとして想定される医療機関には含まれないため留意してください。 | | |
| **③　1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認していますか。** | はい・いいえ |
| **④　 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めていますか。** | はい・いいえ |
| |  | | --- | | ※　取り決めの内容としては、流行初期期間経過後（新興感染症の発生後４か月程度から６か月程度経過後）において、指定認知症対応型共同生活介護事業者の入居者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うことが想定されます。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではありません。 | | |
| **⑤　協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っていますか。** | はい・いいえ  該当なし |
| |  | | --- | | ※　協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、③で定められた入居者の急変時等における対応の確認と合わせ、当該協力機関との間で、新興感染症の発生時等における対応について協議を行わなければなりません。協議の結果、当該協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられますが、協力医療機関のように日頃から連携のある第二種協定指定医療機関と取り決めを行うことが望ましいものです。 | | |
| **⑥　利用者は協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合に、速やかに再入居できるよう努めていますか。** | はい・いいえ |
| |  | | --- | | ※　「速やかに入居させることができるよう努めなければならない」とは、必ずしも退院後に再び入居を希望する入居者のために常に居室を確保しておくということではなく、できる限り円滑に再び入居できるよう努めなければならないということです。 | | |
| **⑦　あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。** | はい・いいえ |
| |  | | --- | | ※　協力医療機関及び協力歯科医療機関は、共同生活住居から近距離にあることが望ましいです。 | | |
| **⑧　サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等（バックアップ施設）との間の連携及び支援の体制を整えていますか。** | はい・いいえ |
| |  | | --- | | ※　これらの協力医療機関やバックアップ施設から、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関等との間であらかじめ必要な事項を取り決めておいてください。 | | |
| ２９  業務継続計画の策定等 | **①　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。** | はい・いいえ | 条例第128条  準用（第32条の2第1項）  平18厚令34  第108条  準用（第3条の30の2） |  |
| |  | | --- | | ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載してください  ア　感染症に係る業務継続計画  ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  ｂ　初動対応  ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  イ　災害に係る業務継続計画  ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  ｃ　他施設及び地域との連携 | | | 平11老企25  第3の五の4（12）② |
| |  | | --- | | ※　各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することも可能です。さらに、感染症にかかる業務継続計画、感染症の予防及びまん延防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的な計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することも差支えありません。 | | |  |
| **②　認知症対応型共同生活介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。** | はい・いいえ | 条例第128条  準用（第32条の2第2項） |  |
| |  | | --- | | ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。  職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年２回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 | | | 平11老企25  第3の五の4（12）③ |
| |  | | --- | | ※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年２回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。  訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。 | | | 平11老企25  第3の五の4（12）④ |
| |  | | --- | | ※　なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにしてください。 | | | 平11老企25  第3の五の4（12）① |
| **③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。** | はい・いいえ | 条例第128条  準用（第32条の2第3項） |  |
| ３０  非常災害対策 | **①　非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。** | はい・いいえ | 条例第128条  準用（第102条）  平18厚労令35  第108条  準用（第82条の2）  予防条例第86条  準用（第59条）  平18厚労令36  第85条  準用（第58条の2）  解釈通知  第3の五の4⑿  準用(第3の四の4⒁)  社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引き（H29.4.7山梨県) | ・消防計画  ・避難訓練等の実施記  録 |
| |  | | --- | | ※　非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。 | | |
| |  | | --- | | ※　「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。 | | |
| |  | | --- | | ※　　「非常災害に関する具体的計画」とは、消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。計画の策定にあたっては、ハザードマップ等を確認するなどしてください。  この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあってはその者に行わせてください。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせてください。 | | |
| **②　訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。** | はい・いいえ |
| |  | | --- | | ※　避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めてください。 | | |
| |  | | --- | | ※　そのためには、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要です。 | | |
| |  | | --- | | ※　訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。 | | |
| ３１  衛生管理等 | **①　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。** | はい・いいえ | 条例第128条  準用（第59条の16第1項 ）  平18厚労令35  第108条  準用（第33条第1項）  予防条例第86条  準用（第31条第1項）  平18厚労令36  第85条  準用（第31条第1項）  労働安全衛生法  第66条 | ・衛生管理マニュ  アル  ・感染症マニュア  ル  ・受水槽  ・浴槽の清掃記  録  ・研修記録等 |
| |  | | --- | | ※　使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を供えるなど対策を講じる必要があります。手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源のとして感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。 | | |
| |  | | --- | | ※　常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回（ただし、深夜業労働者等は６ヶ月以内ごとに1回）、定期に健康診断を実施しなければなりません。 | | |
| **②　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次のアからウに掲げる措置を講じているか点検してください。**  **なお、アからウについては、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。** | はい・いいえ | 条例第128条  準用（第59条の16第2項）  平18厚労令35  第108条  準用（第33条第2項）  予防条例第86条  準用（第31条第2項）  平18厚労令36  第85条  準用（第31条第2項）  解釈通知  第3の五の4（13）②イ～ハ |
| **ア　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図っていますか。** | はい・いいえ |
| |  | | --- | | ※　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催してください | | |
| |  | | --- | | ※　感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 | | |
| |  | | --- | | ※　感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 | | |
| **イ　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。** | はい・いいえ |
| |  | | --- | | ※　「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記してしください。  なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。 | | |
| **ウ　事業所において、介護従業者に対し、感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。（年２回以上）** | はい・いいえ |  |
| |  | | --- | | ※　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。  なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこととします。 | | |
| |  | | --- | | ※　また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行ってください。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。  訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。 | | |
| ３２  掲示 | **事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。** | はい・いいえ | 条例第128条  準用（第34条）  平18厚労令35  第108条  準用（第3条の32）  予防条例  第86条  準用（第32条）  平18厚労令36  第85条  準用（第32条） |  |
| |  | | --- | | ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等をいいます。 | | |
| |  | | --- | | ※　次に掲げる点に留意して掲示を行ってください。  ア　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。  イ　従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、介護従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 | | |
| |  | | --- | | ※　重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで、掲示に代えることができます。 | | |
| ３３  秘密保持等 | **①　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていませんか。** | いない・いる | 条例第128条  準用（第35条）  平18厚労令35  第108条  準用（第3条の33）  予防条例  第86条  準用（第33条）  平18厚労令36  第85条  準用（第33条第1項）  解釈通知  第3の五の4⑿  準用(第3の一の4(23)) | ・就業時の取り決め等  の記録  ・誓約書等  ・利用者及び家族の同  意書 |
| |  | | --- | | ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定することや、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。 | | |
| **②　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。** | はい・いいえ |
| |  | | --- | | ※　具体的には、介護従業者その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。 | | |
| **③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。** | はい・いいえ |
| |  | | --- | | ※　介護従業者がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、あらかじめ、文書により利用者又は家族から同意を得る必要があります。この同意は、サービス提供開始時に利用者及び家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。 | | |
| **④　「個人情報の保護に関する法律」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。** | はい・いいえ | 個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号) |
| |  | | --- | | ※　個人情報の取り扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（Ｈ29.4.14個人情報保護委員会・厚生労働省）」を参照してください。 | | |
| ３４  広告 | **事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。** | いない・いる | 条例第128条  準用（第36条）  平18厚労令35  第108条  準用（第3の34条）  予防条例  第86条  準用（第34条）  平18厚労令36  第85条  準用（第34条） | ・パンフレット  ・ポスター等 |
| ３５  居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に対する利益供与等の禁止 | **①　居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）又は従業者に対し、要介護被保険者（要支援被保険者）に対して共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。** | いない・いる | 条例第126条  平18厚労令35  第106条  予防条例  第84条  平18厚労令36  第83条  解釈通知  第3の五の4⑾ |  |
| **②　居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）又は従業者から、共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。** | いない・いる |  |
| ３６  苦情処理 | **①　提供したサービスに係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。** | はい・いいえ | 条例第128条  準用（第38条）  平18厚労令35  第108条  準用(第3条の36)  予防条例  第86条  準用（第36条）  平18厚労令36  第85条  準用（第36条）  解釈通知  第3の五の4⑿  準用(第3の一の4(25))  条例  第127条第2項  【独自基準(市)】  予防条例  第85条第2項  【独自基準(市)】 | ・運営規程  ・掲示物  ・苦情に関する記録  ・指導等に関する記録 |
| |  | | --- | | ※　「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又は家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等です。 | | |
| **②　苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録していますか。** | はい・いいえ  事例なし |
| |  | | --- | | ※　利用者及び家族からの苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情（事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録してください。 | | |
| |  | | --- | | ※　事業者は、苦情がサービスの質の向上を図るうえでの重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要です。 | | |
| |  | | --- | | ※　苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。 | | |
| |  | | --- | | ※　苦情解決の仕組みについては「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日厚労省通知）を参考としてください。 | | |
| **③　提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。** | はい・いいえ  事例なし |
| **④　市からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市に報告していますか。** | はい・いいえ  事例なし |
| **⑤　提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。** | はい・いいえ  事例なし |
| **⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。** | はい・いいえ  事例なし |
| ３７  調査への協力等 | **提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。** | はい・いいえ  事例なし | 条例第128条  準用（第104条）  平18厚労令35  第108条  準用(第84条)  予防条例  第86条  準用（第61条）  平18厚労令36  第85条  準用（第60条）  解釈通知  第3の五の4⑿  準用(第3の四の4⒃) |  |
| |  | | --- | | ※　認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の事業が小規模であること等から、利用者からの苦情がない場合にも、市町村が定期的又は随時に調査を行うこととし、市町村の行う調査に協力し、市町村の指導又は助言に従って必要な改善を行わなければなりません。 | | |
| |  | | --- | | ※　市町村の求めに応じ、事業所の運営規程の概要や勤務体制、管理者及び介護支援専門員等の資格や研修の履修状況、利用者が負担する料金等の情報について提出してください。 | | |
| |  | | --- | | ※　さらに、その情報について自ら一般に公表するよう努めてください。 | | |
| ３８  地域との連携等 | **①　サービスの提供に当たっては、運営推進会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければなりません。）を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。** | はい・いいえ | 条例第128条  準用（第59条の17）  平18 厚労令35  第108条  準用(第34条)  予防条例第86条  準用（第39条）  平18厚労令36  第85条  準用（第39条）  解釈通知  第3の五の4⑿  準用(第3の二の二の3⑼)  条例第127条  予防条例第85条 | ・運営推進会議の記録  ・外部評価の結果 |
| |  | | --- | | ※　運営推進会議  利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）について知見を有する者等により構成される協議会のこと。 | | |
| |  | | --- | | ※　運営推進会議は事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものです。 | | |
| |  | | --- | | ※　「地域住民の代表者」とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えらます。 | | |
| |  | | --- | | ※　指定認知症対応型共同生活介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、１つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えありません。 | | |
| |  | | --- | | ※　運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えありません。  イ　利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。  ロ　同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。 | | |
| |  | | --- | | ※　運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、１年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととします。 | | |
| **②　①の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表していますか。** | はい・いいえ |
| |  | | --- | | ※　公表の際は利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護してください。 | | |
| |  | | --- | | ※　運営推進会議における報告等の記録は、2年間保存しなければなりません。 | | |
| **③　事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。** | はい・いいえ |
| **④　その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。** | はい・いいえ |
| |  | | --- | | ※　介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めてください。 | | |
| |  | | --- | | ※　「市が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。 | | |
| （運営推進会議を利用した外部評価について） | **⑤　運営推進会議について、事業所は、１年に１回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うことができます。ただしその実施に当たっては以下の点に留意することとします。** | はい・いいえ | 解釈通知  第3の五の4(16) |  |
| **⑴　外部評価を行う運営推進会議は、複数事業所との合同開催ではなく、単独で開催していますか。** | はい・いいえ |  |
| **⑵　自己評価は、事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、指定認知症対応型共同生活介護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものとのなっていますか。** | はい・いいえ | 解釈通知  第3の五の4(16)イ |  |
| **⑶　外部評価は、運営推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者のほか、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにしていますか。** | はい・いいえ | 解釈通知  第3の五の4(16)ロ |  |
| **⑷　運営推進会議において当該取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者が参加していますか。** | はい・いいえ | 解釈通知  第3の五の4(16)ハ |  |
| **⑸　自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公していますか。** | はい・いいえ | 解釈通知  第3の五の4(16)ニ |  |
|  | |  | | --- | | ※　法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えありません。 | | |  |  |
| |  | | --- | | ※　指定認知症対応型共同生活介護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成28年度老人保健健康増進等事業「認知症グループホームにおける運営推進会議及び外部評価のあり方に関する調査研究事業」（公益社団法人日本認知症グループホーム協会）(厚生労働省ホームページ「平成28年度老人保健健康増進等事業 当初協議採択事業一覧」にて掲載)を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行ってください。 | | | 解釈通知  第3の五の4(16)ホ |  |
| ３９  事故発生時の対応 | **①　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。** | はい・いいえ | 条例第128条  準用（第40条）  平18厚労令35  第108条  準用(第3条の38)  予防条例  第86条  準用（第37条）  平18厚労令36  第85条  準用（第37条）  解釈通知  第3の五の4⑿  準用(第3の一の4(27))  条例第127条  【独自基準(市)】  予防条例第85条  【独自基準(市)】 | ・事故対応マニュアル  ・事故に関する記録 |
| |  | | --- | | ※　利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう事故発生時の速やかな対応を規定したものです。 | | |
| **②　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めてありますか。** | はい・いいえ |
| **③　①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。** | はい・いいえ  事例なし |
| |  | | --- | | ※　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければなりません。 | | |
| |  | | --- | | ※　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、５年間保存しなければなりません。 | | |
| |  | | --- | | ※　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。 | | |
| **④　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。** | はい・いいえ  事例なし |
| |  | | --- | | ※　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。 | | |
| ４０  虐待の防止について | 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。  　⑴　虐待の未然防止  事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、条例第３条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。  　⑵　虐待等の早期発見  従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応を行ってください。  　⑶　虐待等への迅速かつ適切な対応  虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。 |  | 解釈通知  第3の五の4(14） |  |
| 以上の観点を踏まえ、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の①から④に掲げる措置について点検を行ってください。 |
| **①　事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。** | はい・いいえ | 条例第128条  準用(第40条の2第1号)  平18厚労令34  第108条  準用（第3条の38の2） |  |
| |  | | --- | | ※　虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用してください。  一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 | | | 解釈通知  第3の五の4(14）① |  |
| |  | | --- | | ※　虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも可能です。 | | |  |
| |  | | --- | | ※　また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 | | |  |
| |  | | --- | | ※　虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。  ア　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること  イ　虐待の防止のための指針の整備に関すること  ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること  エ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること  オ　従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること  カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること  キ カの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること | | |  |
| **②　虐待の防止のための指針を整備していますか。** | はい・いいえ | 条例第128条  準用(第40条の2第2号) |  |
| |  | | --- | | ※　「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。  ア　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方  イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ウ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針  エ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針  オ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項  カ　成年後見制度の利用支援に関する事項  キ　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項  ク　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項  ケ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 | | | 解釈通知  第3の五の4(14）② |  |
| **③　認知症対応型共同生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。** | はい・いいえ | 条例第128条  準用(第40条の2第3号) |  |
| |  | | --- | | ※　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。  職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年２回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。  また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。 | | | 解釈通知  第3の五の4(14）③ |  |
| **④　①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。** | はい・いいえ | 条例第128条  準用(第40条の2第4号) |  |
| |  | | --- | | ※　事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。 | | | 解釈通知  第3の五の4(14）④ |  |
| （高齢者虐待の防止） | **③　利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。** | はい・いいえ | 条例  第3条第3項 |  |
| **④　事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。** | はい・いいえ | 高齢者虐待防止法  第5条 |  |
| 〔高齢者虐待に該当する行為〕  ア　利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。  イ　利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。  ウ　利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。  エ　利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。  オ　利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。 |  | 高齢者虐待防止法  第2条 |  |
| **⑤　高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。** | はい・いいえ | 高齢者虐待防止法  第20条 |  |
| **⑥　高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、市に通報していますか。** | はい・いいえ  該当なし | 高齢者虐待防止法  第21条 |  |
| ４１  会計の区分 | **事業所ごとに経理を区分するとともに、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。** | はい・いいえ | 条例第128条  準用（第41条）  平18厚労令35  第108条  準用(第3条の39)  予防条例  第86条  準用（第38条）  平18厚労令36  第85条  準用（第38条）  解釈通知  第3の五の4⒃  準用(第3の一の4(28)) | ・会計関係書類 |
| |  | | --- | | ※　具体的な会計処理方法については次の通知に基づき適切に行ってください。  ア　「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成24年3月29日老高発0329第1号）  イ　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号）  ウ　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号） | | |
| ４２  記録の整備 | **①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。** | はい・いいえ | 条例第127条  平18厚労令35  第107条  予防条例  第85条  平18厚労令36  第84条  【独自基準(市)】 | ・従業員名簿  ・備品台帳  ・(介護予防)認知症対  応型共同生活介護計  画  ・サービス提供の記録  ・身体拘束に関する記  録  ・市町村への通知に係  る記録  ・苦情対応結果記録  ・事故発生報告書  ・事故対応記録  ・運営推進会議に関す  る記録 |
| **②　利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から2年間（⑶、⑸、⑹については5年間）保存していますか。** | はい・いいえ |
| ⑴　認知症対応型共同生活介護計画 |
| ⑵　提供した具体的なサービスの内容等の記録 |
| ⑶　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 |
| ⑷　利用者に関する市への通知に係る記録 |
| ⑸　苦情の内容等の記録 |
| ⑹　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |
| ⑺　運営推進会議による報告、評価、要望、助言等の記録 |
| |  | | --- | | ※　「その完結の日」とは、アからオまでの記録についてはは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日、カについては運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とします。 | | | 解釈通知  第3の五の4(15) |  |
| 第５　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | | | | |
| ４３  指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針 | **①　利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的にサービスを行っていますか。** | はい・いいえ | 予防条例  第87条第1項  平18厚労令36  第86条第1項  解釈通知  第4の三の3⑴① |  |
| |  | | --- | | ※　サービスの提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。 | | |
| **②　自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。** | はい・いいえ | 予防条例  第87条第2項  平18厚労令36  第86条第2項  解釈通知  第4の三の3⑴⑤ |
| |  | | --- | | ※　事業者は、まず自ら評価を行った上で、評価機関の実施するサービス評価を受け、その評価結果を踏まえて総括的な評価を行い、常にその提供するサービスの質の改善を図らなければなりません。 | | |
| |  | | --- | | ※　評価の実施を担保する観点から、それらの結果を入居（申込）者及び家族へ提供するほか、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示する方法や、市町村窓口、地域包括支援センターに置いておく方法、インターネットを活用する方法などにより、開示してください。 | | |
| |  | | --- | | ※　具体的な事項に関しては、「「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第２項及び第97条第７項等に規定する自己評価・外部評価等の実施について」（平成18年10月17日老計発第1017001号）を参考にしてください。 | | |
| **③　サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。** | はい・いいえ | 予防条例  第87条第3項  平18厚労令36  第86条第3項  解釈通知  第4の三の3⑴② |
| |  | | --- | | ※　介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。 | | |
| **④　利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮していますか。** | はい・いいえ | 予防条例  第87条第4項  平18厚労令36  第86条第4項  解釈通知  第4の三の3⑴③ |
| |  | | --- | | ※　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。 | | |
| **⑤　サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。** | はい・いいえ | 予防条例  第87条第5項  平18厚労令36  第86条第5項  解釈通知  第4の三の3⑴④ |
| |  | | --- | | ※　提供されたサービスについては、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に定める目標達成の度合いや利用者及び家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければなりません。 | | |
| ４４  指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針 | **①　サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。** | はい・いいえ | 予防条例  第88条第1号  平18厚労令36  第87条第1号 |  |
| **②　計画作成担当者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、サービスの目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成していますか。** | はい・いいえ | 予防条例  第88条第2号  平18厚労令36  第87条第2号  解釈通知  第4の三の⑵① |  |
|  |
| |  | | --- | | ※　介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、介護予防認知症対応型共同生活介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。 | | |  |
| |  | | --- | | ※　介護予防認知症対応型共同生活介護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。 | | |  |
| **③　計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。** | はい・いいえ | 予防条例  第88条第3号  平18厚労令36  第87条第3号 |  |
| |  | | --- | | ※　「通所介護等の活用」とは、介護保険給付の対象となる通所介護ではなく、通所介護事業者との間の契約により、利用者に介護保険給付の対象となる通所介護に準ずるサービスを提供するものです。 | | | 解釈通知  第4の三の3⑵② |  |
| |  | | --- | | ※　「利用者の多様な活動」とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいいます。 | | |  |
| **④　計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。** | はい・いいえ | 予防条例  第88条第4号  平18厚労令36  第87条第4号 |  |
| |  | | --- | | ※　介護予防認知症対応型共同生活介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。 | | | 解釈通知  第4の三の3⑵③ |  |
| |  | | --- | | ※　計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の目標や内容等について、利用者又は家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。 | | |  |
| **⑤　計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付していますか。** | はい・いいえ | 予防条例  第88条第5号  平18厚労令36  第87条第5号  解釈通知  第4の三の3⑵③ |  |
| |  | | --- | | ※　介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければなりません。 | | |  |
| |  | | --- | | ※　介護予防認知症対応型共同生活介護計画は、２年間保存しなければなりません。 | | | 予防条例  第85条第2項  平18厚労令36  第84条第2項 |  |
| **⑥　サービスの提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。** | はい・いいえ | 予防条例  第88条第6号  平18厚労令36  第87条第6号 |  |
| |  | | --- | | ※　利用者が共同生活を送る上で自らの役割を持つことにより、達成感や満足感を得、自信を回復するなどの効果が期待されるとともに、利用者にとって自らの生活の場であると実感できるよう必要な援助を行わなければなりません。 | | | 解釈通知  第4の三の3⑵④ |  |
| **⑦　サービスの提供に当たっては、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。** | はい・いいえ | 予防条例  第88条第7号  平18厚労令36  第87条第7号 |  |
| ⑧　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例  第88条第8号  平18厚労令36  第87条第8号 |  |
| ⑨　計画作成担当者は、他の介護従業者及び利用者が介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の介護予防サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、モニタリングを行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例  第88条第9号  平18厚労令36  第87条第9号  解釈通知  第4の三の3⑵⑤ |  |
| |  | | --- | | ※　モニタリングとは、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握をいいます。 | | |  |
| |  | | --- | | ※　計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に定める計画期間が終了するまでに１回はモニタリングを行い、利用者の介護予防認知症対応型共同生活介護計画に定める目標の達成状況の把握等を行ってください。 | | |  |
| ⑩　計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例  第88条第10号  平18厚労令36  第87条第10号 |  |
| |  | | --- | | ※　モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、必要に応じて変更を行ってください。 | | | 解釈通知  第4の三の3⑵⑤ |  |
| ⑪　介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更する場合も、①～⑨に沿って行っていますか。 | はい・いいえ | 予防条例  第88条第11号  平18厚労令36  第87条第１1号 |  |
| ⑫　指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法にに関する基準（省令）第30条第12号において、「介護支援専門員は、介護予防サービス計画に位置付けた介護予防サービス事業者等に対して、指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。」と規定していることを踏まえ、介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合で、介護予防サービス計画を作成している指定介護予防支援事業者から介護予防認知症対応型共同生活介護計画の提供の求めがあった際には、これを提供することに協力するよう努めていますか。 | はい・いいえ | 解釈通知  第4の三の3⑵⑥  準用（第3の四の4⑻④） |  |
| 第６　変更の届出等 | | | |  |
| ４５  変更の届出等 | **①　事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、１０日以内に、その旨を市長（高齢福祉課）に届け出ていますか。** | はい・いいえ | 法  第78条の5第1項及び第115条の15第1項  施行規則  第131条の13第1項第4号及び第140条の30第1項第3号  留意事項  第1の1(5) | ・届出書類の控 |
| |  | | --- | | ※　「介護給付費算定に係る体制届」に係る加算等（算定する単位数が増えるもの）については、算定する月の１日までに届出が必要です。 | | |
| **②　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を市長（高齢福祉課）に届け出ていますか。** | はい・いいえ | 法  第78条の5第2項及び第115条の15第2項  施行規則  第131条の13第4項及び第140条の30第4項 |
| 第７　その他 | | | | |
| 46  介護サービス情報の公表 | **長野県（長野県社会福祉協議会）へ基本情報と運営情報を報告するとともに見直しを行っていますか。** | はい・いいえ  該当なし | 法  第115条の35  第1項  施行規則  第140条の44 |  |
| 47  法令遵守等の業務管理体制の整備 | **①　業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。**  **届出先**（いずれかに○）  法人が運営する介護サービス事業所が、全て松本市内にある場合→　**松本市**  　※上記に該当する場合で令和３年度以前に長野県に提出している場合は、松本市が引き継いでいます。  法人が運営する介護サービス事業所が、長野県内の他市町村にもある場合→　**長野県**  複数の都道府県で介護サービスを運営している場合→　**厚生労働省**  **届出年月日**〔　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日〕  **法令遵守責任者**  氏名〔　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　〕 | 届出あり・届出なし  不明 | 法  第115条の32  第1項及び第2項 |
| |  | | --- | | ※　全ての事業所が松本市内にある場合、届出先は松本市になります。それ以外の場合は、松本市のホームページ内  【健康・福祉→高齢者→業務管理体制関係→業務管理体制について】で届出区分をご確認ください。 | | |
| |  | | --- | | ※　届出の有無が不明の場合については、届出先となる所管庁に確認し、届出を行っていない場合は、速やかに届出を行ってください。  ※　法令遵守責任者については、届出先となる所管庁に確認し、届出時から変更になっている場合は新たに届出を行ってください。 | | |
| 〔事業者が整備等する業務管理体制の内容〕 | | | |
| ◎事業所等の数が２０未満  ・　整備届出事項：法令遵守責任者  ・　届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 | □ | 施行規則  第140条の39 |  |
| ◎事業所等の数が２０以上１００未満  ・　整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程  ・　届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 | □ |
| ◎事業所等の数が１００以上  ・　整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施  ・　届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 、業務執行監査の方法の概要 | □ |
| **②　業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。** | はい・いいえ  該当なし |  |  |
| **③　業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。** | はい・いいえ  該当なし |  |  |
| |  | | --- | | ※　具体的な取り組みを行っている場合は、次のア～カを○で囲み、カについては内容を記入してください。  　ア　介護報酬の請求等のチェックを実施  　イ　法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合速やかに調査を行い、必要な措置を取っている。  　ウ　利用者からの相談・苦情等に法令違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。  　エ　業務管理体制についての研修を実施している。  　オ　法令遵守規程を整備している。  　カ　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| **④　業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。** | はい・いいえ  該当なし |  |  |
| **☆　以降は、項目47①で、届出先が松本市である事業所のみご回答ください。** | | | |
| ⑤　貴事業所（併設の施設等を含む）には、上記法令遵守責任者が出勤し、常駐していますか。 | はい・いいえ |  |  |
|  | **→　⑤が「はい」に該当した場合、上記法令遵守責任者が「業務管理体制自己点検表」を記入・作成し、本自己点検表等と合わせて実地指導までに、ご提出ください。**  **※　業務管理体制自己点検表は松本市のホームページ内【健康・福祉→高齢者→業務管理体制関係→業務管理体制について→業務管理体制一般検査について→業務管理体制自己点検表】に掲載されています。**  **※　今年度、併設事業所等の実地指導の際に、既にご提出いただいている場合は、提出不要です。**  **→　⑤が「いいえ」に該当した場合、上記法令遵守責任者が常駐している事業所等の情報を記載してください。**  **該当事業所名　 【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】**  **該当事業所住所　 【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】**  **当該事業所連絡先　【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】** | | | |